



# 第189回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2023年6月29日（木曜日）午前10時

**開催場所** 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
サピアタワー6階  
ステーションコンファレンス東京605号会議室  
（「第189回定時株主総会会場ご案内図」を  
ご参照ください。）

## 議 案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件
- 第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

## 目 次

第189回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	31
連結計算書類	51
計算書類	54
監査報告	57

株主各位

証券コード 5351

2023年6月8日

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

**品川リフラクトリーズ株式会社**

代表取締役社長 **藤原 弘之**

## 第189回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第189回定時株主総会を下記の通り開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.shinagawa.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株主総会」「第189回定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「品川リフラクトリーズ」又は「コード」に当社証券コード「5351」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、お手数ながら2023年6月28日午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
サピアタワー6階  
ステーションコンファレンス東京605号会議室  
（「第189回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 3. 会議の目的事項

- 報告事項** (1) 第189期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第189期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

- 第1号議案** 剰余金の配当の件  
**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  
**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件  
**第4号議案** 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

## 4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 株主総会に出席いただく場合  
株主総会開催日時：2023年6月29日（木曜日）午前10時  
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 書面による議決権行使の場合  
議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月28日午後5時30分までに当社に到着するようにご返送ください。
- (3) インターネットによる議決権行使の場合  
4頁に記載しております【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2023年6月28日午後5時30分までにご行使ください。

以上

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご電子提供措置事項から「連結注記表」「個別注記表」を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

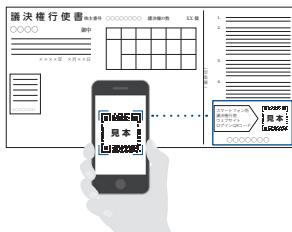


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

### 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

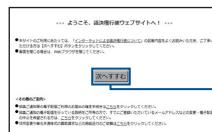
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

### 2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

### 3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

### 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

※ パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、持続的な成長に向けた投資資金確保のための内部留保の充実を図りつつ、業績に応じた利益配分を行うことを利益配分の基本方針としており、具体的には、連結配当性向30%を目途としております。

当期は、将来の企業価値を高めるという観点から、当期中に行った固定資産の譲渡による収入を、Compagnie de Saint-Gobainのブラジルにおける耐火物事業及び米国における耐摩耗性セラミックス事業の譲受といった成長戦略の実現に向けた投資に充当いたしました。

当期の期末配当につきましては、上記及び今後の事業環境等を総合的に勘案し、1株につき100円といたしたいと存じます。

当期は中間配当金として100円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき200円となります。なお、年間の連結配当性向は利益配分の基本方針である30%を下回ることとなりますが、親会社株主に帰属する当期純利益から当該固定資産の譲渡による特別利益の影響額を除いて計算した連結配当性向は、概ね30%程度となります。

## 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき100円といたしたく存じます。  
この場合の配当総額は、935,691,600円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月30日といたしたく存じます。

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じ。）6名全員の任期が満了いたします。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会は各取締役候補者を取締役に選任することが相当であると判断しております。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	 <small>ふじ 原 ひろ 之</small> 藤原弘之 (1960年9月13日) <b>再任</b>	1983年4月 川崎製鉄(株)入社 2010年4月 JFEスチール(株)労政人事部長 2012年4月 同社総務部長 2014年4月 同社東日本製鉄所副所長 2016年4月 同社常務執行役員 2018年4月 JFEホールディングス(株)常務執行役員 2019年4月 同社専務執行役員 2021年4月 当社顧問 2021年6月 当社代表取締役社長（現任）	2,884株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 藤原弘之氏は、JFEスチール(株)及びJFEホールディングス(株)での執行役員の経験を経て、2021年4月に当社へ移籍し、同年6月より代表取締役社長を務めております。鉄鋼業界における長い経験と経営者としての豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	 <p data-bbox="249 642 465 712">黒瀬芳和 (1958年11月29日)</p> <p data-bbox="323 727 391 752">再任</p>	<p>1983年4月 川崎製鉄(株)入社</p> <p>2007年4月 JFEスチール(株)東日本製鉄所(京浜地区)製鋼部長</p> <p>2010年4月 同社スラグ事業推進部長</p> <p>2013年4月 当社築炉事業部長付</p> <p>2013年6月 当社執行役員築炉事業部長</p> <p>2014年4月 当社執行役員第1営業部長</p> <p>2015年4月 当社常務執行役員第1営業部長</p> <p>2016年4月 当社常務執行役員築炉事業部、エンジニアリング部担当</p> <p>2016年6月 当社取締役常務執行役員築炉事業部、エンジニアリング部担当</p> <p>2019年4月 当社取締役常務執行役員エンジニアリング事業部担当</p> <p>2021年6月 当社取締役常務執行役員エンジニアリング事業部、安全衛生部担当</p> <p>2022年4月 当社取締役常務執行役員エンジニアリング事業部統括、安全衛生部担当</p> <p>2023年4月 当社代表取締役常務執行役員エンジニアリング事業本部長、安全衛生部担当、当社グループエンジニアリングセクター長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>2018年4月 品川ロコー(株)代表取締役社長</p>	4,440株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>黒瀬芳和氏は、JFEスチール(株)でのスラグ事業推進部長等の経験を経て、2013年4月に当社へ移籍しております。2013年6月より執行役員を務め、これまで築炉部門・営業部門業務に携わっており、また2016年6月からは取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	 <p>いちかわ はじめ 市川 一 (1958年11月19日)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>1982年 4月 当社入社</p> <p>1997年 4月 当社経理部経理室長兼同部岡山経理室長</p> <p>2002年 3月 シナガワ サーマル セラミックス Pty.Ltd. (現 シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty.Ltd.) 出向</p> <p>2012年 4月 当社経営企画部長兼内部監査室長</p> <p>2013年 6月 当社執行役員経営企画部長兼内部監査室長</p> <p>2014年 4月 当社執行役員経理部長</p> <p>2015年 4月 当社常務執行役員経理部長</p> <p>2016年 6月 当社取締役 (常勤監査等委員)</p> <p>2022年 6月 当社取締役常務執行役員管理部門、経営企画部、サステナビリティ推進室統括、情報システム部、国内関係会社担当</p> <p>2022年10月 当社取締役常務執行役員総務部、経理部、経営企画部、IR・広報部、サステナビリティ推進室統括、情報システム部、国内関係会社担当</p> <p>2023年 4月 当社代表取締役常務執行役員企画管理本部長兼経理部、情報システム部担当、当社グループコーポレート本部長 (現任)</p>	3,708株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>市川 一氏は、当社において長年にわたり経理部門・経営企画部門・内部監査部門業務に携わり、2013年6月より執行役員、2016年6月より取締役 (常勤監査等委員)、2022年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	 <p>おがたまさのり 小形昌徳 (1962年9月18日)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>1990年4月 当社入社  1998年4月 当社技術研究所耐火物研究部第4研究室長  2005年5月 大石橋市品川栄源連鑄耐火材料有限公司出向  2009年10月 当社技術研究所第1研究グループマネージャー  2013年6月 当社技術研究所長兼技術部長  2016年4月 当社執行役員東日本工場長兼湯本製造部長  2018年4月 当社常務執行役員技術研究所、技術部担当  品川ファインセラミックス(株)代表取締役社長  (2023年3月まで)</p> <p>2018年6月 当社取締役常務執行役員技術研究所、技術部担当  2019年4月 当社取締役常務執行役員技術研究所担当  2020年6月 当社常務執行役員技術研究所担当  2021年4月 当社常務執行役員技術研究所、技術部担当  2021年6月 当社取締役常務執行役員生産部門、技術研究所、  技術部担当</p> <p>2022年4月 当社取締役常務執行役員生産部門・技術研究所統  括、品質保証部・設備管理部・技術部担当</p> <p>2023年4月 当社代表取締役常務執行役員耐火物事業本部長、  当社グループ耐火物セクター長 (現任)</p>	3,562株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  小形昌徳氏は、当社において長年にわたり技術開発部門・製造部門業務に携わり、2016年4月より執行役員、また2018年6月から2020年6月及び2021年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	 <p data-bbox="217 530 435 601">かね しげ とし ひこ 金 重 利 彦 (1956年10月14日)</p> <p data-bbox="293 613 359 644">再任</p>	<p>1982年4月 当社入社</p> <p>2001年4月 当社岡山工場日生製造部製造室長</p> <p>2002年12月 当社湯本工場鹿島製造室長</p> <p>2004年4月 当社湯本工場長</p> <p>2009年4月 当社岡山工場副工場長兼製造部長</p> <p>2010年6月 当社執行役員岡山工場長兼製造部長</p> <p>2013年6月 当社取締役常務執行役員</p> <p>2016年4月 当社取締役常務執行役員第1営業部、第3営業部、第4営業部担当</p> <p>2018年4月 当社取締役専務執行役員営業部門統括兼第3、第4営業部担当</p> <p>2020年4月 当社取締役専務執行役員営業部門統括兼海外事業本部、第3、第4営業部担当</p> <p>2020年6月 当社取締役専務執行役員営業部門担当兼国内営業本部長</p> <p>2022年4月 当社取締役専務執行役員営業部門統括兼国内営業本部長</p> <p>2022年10月 当社取締役専務執行役員営業部門統括兼国内営業本部長、第3営業部長</p> <p>2023年4月 当社取締役、イソライト工業(株)顧問(現任)</p>	6,001株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>金重利彦氏は、当社において長年にわたり技術開発部門・製造部門・営業部門業務に携わり、2010年6月より執行役員、加えて2013年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	 <p>やま ひら けい こ 山 平 恵 子 (1960年11月30日)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>1983年 4月 クボタハウス株式会社（現 サンヨーホームズ株式会社）入社</p> <p>2010年 4月 サンヨーホームズ株式会社執行役員</p> <p>2011年 6月 同社取締役常務執行役員</p> <p>2012年 6月 サンヨーリフォーム株式会社取締役（兼任）</p> <p>2013年 6月 サンヨーホームズ株式会社取締役専務執行役員 サンアドバンス株式会社取締役（兼任） サンヨーホームズコミュニティ株式会社取締役（兼任）</p> <p>2015年 6月 サンヨーホームズ株式会社取締役社長執行役員</p> <p>2017年 4月 サンヨーホームズコミュニティ株式会社代表取締役会長</p> <p>2019年 6月 上新電機株式会社社外取締役（現任） フジテック株式会社社外取締役</p> <p>2021年 6月 株式会社タカラレーベン（現 MIRARTHホールディングス株式会社）社外取締役（現任）</p> <p>2022年 6月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>2019年 6月 上新電機株式会社社外取締役</p> <p>2021年 6月 株式会社タカラレーベン（現 MIRARTHホールディングス株式会社）社外取締役</p>	一 株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>山平恵子氏はサンヨーホームズ株式会社取締役社長執行役員を務めた後、上新電機株式会社等で社外取締役に就任しています。経営者として企業経営、マーケティング、販売戦略等について豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、専門的な観点から当社の業務執行に対する監督や助言等を期待しております。</p>			

- (注) 1. 当社は品川口コー(株)との間に資本関係、従業員派遣、運転資金援助及び耐火物製品、築炉工事等の取引があります。
2. 以上の他、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 山平恵子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、同氏は金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 当社は、山平恵子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 山平恵子氏は、現在当社の社外取締役であります。在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役会の構成

取締役の保有するスキルは次の通りです。

		企業経営・経営戦略	調達	販売・マーケティング	製造・工 事・研究 開発	会計・ファイナンス	組織・人材マネジメント	法務・リスクマネジメント	グローバルビジネス	環境マネジメント
取締役 (除く) 監査等委員を	藤原 弘之	○	○				○	○	○	○
	黒瀬 芳和	○		○	○					○
	市川 一	○				○			○	
	小形 昌徳	○			○				○	○
	金重 利彦	○	○	○	○				○	○
	山平 恵子	○		○	○		○			
取締役 監査等委員である	山下 寛文	○				○	○		○	
	豊泉貫太郎							○		
	佐藤 正典					○				
	中島 茂							○		

## 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の定時株主総会において、年額280百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）とご承認いただいております。また、金銭報酬とは別枠で、同日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬（リストラクテッド・ストック）の額として年額23百万円以内、株式数の上限を年23千株以内とご承認いただいております。

今般、取締役に当社の企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、リストラクテッド・ストック制度を廃止し、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対し、新たに事後交付型業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）の付与のための報酬枠を設定することにつきご承認をお願いするものです。

なお、リストラクテッド・ストック制度については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するもののみならず、監査等委員である取締役に対するものも廃止いたしますが、上記のとおり、今般導入されるパフォーマンス・シェア・ユニットは、監査等委員である取締役を付与の対象としません。すなわち、対象取締役については、リストラクテッド・ストック制度が廃止される代わりにパフォーマンス・シェア・ユニット制度が導入されるのに対し、監査等委員である取締役については、リストラクテッド・ストック制度が廃止されるのみで代替の制度は導入されないこととなります。

当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は年40千株以内、支給する金銭報酬債権の額は年80百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。なお、本議案に関しまして、監査等委員会は当該金銭報酬債権の総額が相当であると判断しております。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。なお、パフォーマンス・シェア・ユニットの場合、業績の達成度によって付与される株式の数が増減するため、リストラクテッド・ストックと異なり必要となる金銭報酬債権の額を正確に予測することが困難であります。

### 1. 業績連動型株式報酬制度の概要

事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「本制度」といいます。）は、対象取締役に對し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。なお、当初の評価期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までの1事業年度とします。）中の業績数値基準を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値基準の達成割合等に応じて算定される数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度であります。したがって、本制度は業績の数値基準の達成割合等に応じて当社普通株式を交付するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に對して交付する株式数は確定しておりません。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(譲渡制限付株式割当契約の概要)

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役による法令、社内規則又は当該割当契約の違反その他の理由により、当社が当該株式を無償取得することが相当であると当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当社は当該株式を無償で取得する。
- (3) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

2. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、①対象取締役の役位毎に基準交付株式数を設定し、その一部に、②当社取締役会で決定した業績の数値基準の達成度、及び③役務提供期間比率を乗じて各対象取締役に割り当てる株式の数を決定いたします。

当社は、対象取締役に對し、当該対象取締役が割当てを受ける株式数に、割当てを受ける当社普通株式の払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役による当該金銭報酬債権の現物出資と引換えに、各対象取締役に当社普通株式を割り当てます。なお、割当てを受ける当社普通株式の払込金額は、当該割当ての決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲で当社取締役会が決定した額といたします。

以上の各対象取締役に支給する金銭報酬債権の額、割り当てる株式の数は、以下の算定式に従って算定いたします。

【算定式】

$$\text{割り当てる株式の数} = \text{基準交付株式数(①)} \times \text{業績数値基準達成度(②)} \\ \times \text{役務提供期間比率(③)}$$

- ① 「基準交付株式数」は、対象取締役の役位に応じて、当社取締役会において決定します。
- ② 「業績数値基準達成度」は、評価期間の各事業年度における当社の取締役会で定める評価指標の達成割合に応じて、当社取締役会において決定します。
- ③ 「役務提供期間比率」は、評価期間中の在任月数を評価期間の月数で除した比率とします。

(2) 本制度における報酬等の上限

当社が本制度に基づき各評価期間に関して対象取締役に交付する株式数は合計40千株以内、支給する金銭報酬債権の額は合計80百万円以内といたします。

(3) 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

(4) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。以下同じ。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

なお、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

## 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2020年6月26日開催の当社第186回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「現対応方針」といいます。）を継続致しましたが、その有効期限は本総会終結の時までとなっております。

当社は、2023年5月11日開催の当社取締役会において、社外取締役4名を含む当社取締役全員の賛成により、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、現対応方針の一部を変更したうえで継続すること（以下変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）を決定し、その旨を公表致しました。本対応方針においては、近時の買収防衛策の発動に関する裁判例等も踏まえ、「大規模買付行為」及び「大規模買付者」の定義の見直し並びに大規模買付者に情報提供を要求する事項の具体例の追加等、所要の修正その他文言の整理等を行っております。

本議案は、当社定款第33条の定めに基づき、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本対応方針の内容は、後記の通りであります。

### 記

#### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合耐火物メーカーである当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、①伝統の中で蓄積された豊富なノウハウと技術開発力、②高品質の製品を開発し提供することを可能とする国内外の拠点、③永年の間に築き上げたステークホルダーとの信頼関係、④地域との共生及び環境保全への取組み等サステナビリティ経営の推進等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非は株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判

断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様への判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、II 3. をご参照下さい。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう（詳細につきましては、II 4. (1) のイ. ないしト. をご参照下さい。）と認められるものもないとはいえません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を、以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）

## II 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、(i) 特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為又は、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(注4)（いずれにおいても市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法等の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為及び合意等を除きます。）（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みと致します。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第3第1項に規定する株券等をいい、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。）の所有者（同法第27条の2第3第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同所有者（同法第27条の2第3第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、

又は、

- (iii) 上記(i)又は(ii)の者の関係者（(イ)これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、(ロ)これらの者の公開買付代理人、弁護士、会

計士、税理士その他のアドバイザー、又は(ハ)これらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者（かかる判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、その他意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。）を併せた者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、

又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

をいいます。

かかる株券等保有割合又は株券等所有割合の計算上、(イ)当社のある株主（以下、本注2において「当初株主」といいます。）の特別関係者又は共同保有者、及び(ロ)当初株主又は上記(イ)の者の関連者は、本対応方針においては当初株主の共同保有者又は特別関係者とみなします。以下同じとします。各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味し、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。

注4：当社のある株主（以下、本注4において「当初株主」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本注4において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当初株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当初株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為として当社取締役会が合理的に認めた行為（かかる判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、その他意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。）をいいます。

## 1. 本対応方針継続の必要性

1で述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会及び独立委員会は、かかる情報が提供された後、それぞれ、大規模買付行為に対する当社取締役会及び独立委員会としての意見の検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し必要に応じ開示致します。さらに、当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を得られることとなります。

併せて大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を継続することとしました。

なお、2023年3月31日現在、当社の筆頭株主であるJFEスチール株式会社は、当社株式の34.0%を保有しております。当社とJFEスチール株式会社は、財務及び事業の方針に関しては相互に独立した意思決定を行っておりますが、JFEスチール株式会社は、当社の安定株主として当社と友好的な関係を構築しており、本対応方針における対象にしておりません。一方、当社には他に突出した大株主はなく、当社株式は機関投資家、金融機関、個人等に広く分散して保有されております。従いまして、今後、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうような大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様が当該大規模買付行為についての条件・方法等について検討し、また当社取締役会による意見・代替案作成等のために、必要かつ十分な情報や検討時間を確保する必要性があると考えております。

## 2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者（注5）の中から選任します。本対応方針継続時の独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙3に記載のとおりです。また、独立委員会の概要は別紙2のとおりです。

本対応方針においては、下記II 4.（1）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動せず、下記II 4.（2）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置を発動することがある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。また、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの判断（下記II 4.（1）をご参照下さい。）、大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記II 4.（2）をご参照下さい。）、対抗措置を発動・不発動・停止・変更すべきか否かの判断（下記II 4.をご参照下さい。）等、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員会

委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

注5：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

### 3. 大規模買付ルールの内容

#### (1) 情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供された本必要情報を、速やかに独立委員会に提供するものとします。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び関連者（並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員）を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）及び当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）
- ③大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ④大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下

「買付後経営方針等」といいます。)

- ⑦当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑧当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報につき、その全部又は一部を開示致します。

## (2) 当社取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表致します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表致します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示したりすることもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示致します。

## (3) 当社取締役会による決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、又は独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、株主の皆様に対し対抗措置発動の可否についてお諮りするため、原則として株主総会招集の決議を行い、当該決議の日より最長60日間以内に当社株主総会を開催することとします。

これらの取締役会決議を行った場合、株主総会が開催された場合等において、当社は適切と認められる情報を、適時適切に開示致します。

#### 4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様への説明責任を果たすものとし、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります（対抗措置として具体的に講じる手段については、下記II 4. (2)をご参照下さい。）。具体的には、以下のイ. ないしト. の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。なお、上記の例外的対応をとる際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、又は独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、原則として株主総会招集の決議を行い、当該株主総会における決議に従って、対抗措置を発動することがあります（株主総会を開催する場合の手続きについては、上記II 3. (3)をご参照下さい。）。

イ. 次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

- ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

ロ. 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

ハ. 大規模買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合

ニ. 大規模買付行為の条件（対価の種類・価額、大規模買付行為の時期、買付方法の適法性、大規模買付行為の後に於ける当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社グループの本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な大規模買付行為である場合

- ホ、当社グループの企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの取引先、顧客、従業員等との関係又は当社グループの企業文化を破壊すること等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を害する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合
- ヘ、大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ト、その他 イ、ないし ヘ、に準ずる場合で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

### (3) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対応措置発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を中止又は停止することができるものとします。

- ①当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ②新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

## 5. 株主・投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本対応方針継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針継続時点においては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

## (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合等においては、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会決議又は株主総会決議に基づき、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## 6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、同承認があった日より適用されることとします。有効期限は同承認があった日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応方針の更新（一部修正した上での継続も含まれます。）については当社株主総会の承認を経ることとします。

但し、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。その場合には、当社は、その廃止の事実を速やかに開示致します。

また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。その場合にも、当社は、その変更内容を速やかに開示致します。

## 7. 法令等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は、2023年5月11日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

以上

## 新株予約権概要

## 1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

## 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。

## 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

## 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

## 8. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。  
また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- ③ 取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

## 独立委員会の概要

## 1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

## 2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・経営経験豊富な企業経営者・投資銀行業務に精通する者・弁護士・公認会計士・会社法等を主たる研究対象とする学識経験者・又はこれらに準ずる者、3名以上で構成される。本対応方針継続時の構成員は、豊泉 貫太郎氏、佐藤 正典氏、中島 茂氏の3名とする。

## 3. 任期

独立委員会委員の任期は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

## 4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、現任の独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

## 5. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定
- ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
- ③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討

- ④ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
- ⑤ 大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
- ⑥ 取締役会評価期間を延長するか否かの決定
- ⑦ 対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
- ⑧ 対抗措置を発動・不発動・変更・停止すべきかの決定
- ⑨ 大規模買付ルールの継続・変更・廃止の検討
- ⑩ その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

## 独立委員会委員略歴

本対応方針継続時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

豊泉 貫太郎（とよいずみ かんたろう）

## 【略 歴】

1945年10月17日生

1970年 4月 弁護士登録

2004年 3月 当社仮監査役

2004年 4月 慶應義塾大学法科大学院教授

2004年 6月 当社社外監査役

2004年 7月 日本生命保険相互会社社外監査役

2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

三愛石油株式会社（現 三愛オブリ株式会社）社外監査役（現任）

2022年 7月 日本生命保険相互会社社外取締役（監査等委員）（現任）

豊泉貫太郎氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

佐藤 正典（さとう まさのり）

## 【略 歴】

1947年 7月28日生

1970年 4月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社

1973年 3月 公認会計士登録

2004年 5月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）理事長

2010年 6月 同法人退任

2010年10月 佐藤会計事務所開設

2011年 6月 当社社外監査役

2016年 2月 丸善雄松堂株式会社社外監査役（現任）

2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

佐藤正典氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

中島 茂（なかじま しげる）

【略 歴】

1949年12月27日生

1979年 4月 弁護士登録

1983年 4月 中島経営法律事務所設立

2000年12月 日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役（現任）

2003年 6月 株式会社リクルート社外監査役

2004年 6月 三菱商事株式会社社外監査役

2015年 6月 当社社外取締役

2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

中島 茂氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、長引くウクライナ情勢等の影響により、資源価格・エネルギー価格の上昇がみられる中、進行するインフレへの対応として米国や主要欧州諸国において急激な金融環境の引き締めが行われる等、慌ただしい環境の中で推移しました。日本経済につきましては、半導体不足や為替相場の急激な変動等の景気の下振れリスクを拭いきれないものの、ウィズコロナの下で各種政策の効果もあり、個人消費や企業の設備投資・生産活動に持ち直しの動きが見られる中で推移しました。耐火物業界の最大の需要先である鉄鋼業界におきましては、当期の国内粗鋼生産量は、半導体不足を起因とする自動車向け鉄鋼需要の低迷を主要因として、前年同期比8.1%減少し、8,785万トンとなりました。

このような状況の中、当期の連結成績は、上昇基調にある耐火物原料価格の販売価格への転嫁が進んだことを主要因として、売上高1,249億63百万円（前年同期比12.8%増）、営業利益108億44百万円（前年同期比7.3%増）、経常利益114億57百万円（前年同期比6.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は土地及び建物売却に伴う固定資産売却益の計上等により83億7百万円（前年同期比56.5%増）となりました。

次にセグメントの概況をご報告申し上げます。

<耐火物及び関連製品>

耐火物及び関連製品事業につきましては、耐火物原料価格の販売価格への転嫁が進んだこと等により、当期の売上高は994億76百万円と145億75百万円（17.2%）の増収となりました。

<エンジニアリング>

エンジニアリング事業につきましては、各種窯炉補修作業等の減少により、当期の売上高は244億87百万円と4億10百万円（1.7%）の減収となりました。

<不動産>

不動産事業につきましては、当期の売上高は9億98百万円と14百万円（1.5%）の増収となりました。

セグメント	売上高(百万円)			
	前期 (2022年3月期)	構成比	当期 (2023年3月期)	構成比
耐火物及び関連製品	84,901	76.6%	99,476	79.6%
エンジニアリング	24,898	22.5	24,487	19.6
不動産	984	0.9	998	0.8
合計	110,784	100.0	124,963	100.0

当社グループは第5次中期経営計画（2021年度～2023年度）の中間年度にあたる2022年度において、主要課題である「不定形商品のさらなる競争力強化」に向け、前年度より当社赤穂工場（兵庫県）への最新鋭の不定形耐火物製造ライン建設と西日本地区における同製造拠点の集約に取り組んでおり、2024年4月からの新工場稼働に向け、建設工事は順調に進捗しております。

海外市場においては、2022年5月にCompagnie de Saint-Gobain（サンゴバン社、本社：フランス・パリ）との間で、同社のブラジルにおける耐火物事業及びアメリカにおける耐摩耗性セラミックス事業に関する譲受契約を締結し、同年12月に契約クロージングを行いました。これにより当社はインド・太平洋圏の主要市場全てにおいて生産拠点を確保し、海外事業のさらなる拡大に向けて体制を強化しました。

また、気候変動対策が世界的課題となる中、当社はCO<sub>2</sub>排出量を2030年度50%削減（2013年度比）、2050年度カーボンニュートラルの実現を目標といたしました。CO<sub>2</sub>排出量の少ない燃料への転換、太陽光発電の検討等を行うと共に、環境配慮型商品の開発・販売を推進し、地球環境への課題に対処してまいります。

## (2) 設備投資の状況

当社グループが当期において実施いたしました設備投資の総額は、51億81百万円であります。

その主なものは次のとおりです。

当社	西日本工場赤穂製造部	不定形耐火物製造新ライン	9億18百万円
当社	西日本工場日生製造部	新スプレータワー	4億11百万円
当社	西日本工場岡山製造部	AGV（2台）	1億62百万円

### (3) 対処すべき課題

2023年度の事業環境につきましては、各国でのインフレ進行、ウクライナ情勢の長期化や東アジアの地政学的リスクなど、世界経済・国内経済共に不安定な状況が継続すると見込まれます。

また、当社グループの主要なお客様である鉄鋼業界においては、粗鋼生産量は2022年度対比で微増となる見込みではあるものの、鉄鋼需要の本格的な回復には時間がかかることが予想され、また高炉メーカーによる生産体制の再編も2023年度より本格的に行われることとなります。

当社グループにとりましても国内耐火物需要やエンジニアリング工事の減少、原料・エネルギー価格の高騰など厳しい状況が予想されますが、こうした状況下において当社グループが持続的な成長を遂げていく為には、国内外での拡販を行うと同時に、コストダウンの徹底と高騰する原料・エネルギー価格の製品価格への転嫁によって原料・価格スプレッドの確保に努める必要があります。また、調達サイドにおいては、原料価格高騰と需給逼迫への対応として、世界的なEV（Electric Vehicle）需要で急騰したリチウム系原料やマグネシアを主体とする耐火物原料の在庫確保の前倒し、調達ソースの多様化等によるリスク回避を引き続き図ってまいります。

第5次中期経営計画（2021年度～2023年度）の最終年にあたる2023年度においては、昨年度までの取り組みを継続・発展させつつ、次に掲げる主要課題に対して注力してまいります。

- ① 海外ビジネスの強化・拡大
  - 2023年よりグループに加わるブラジル及び米国事業を含め、既存の海外拠点の事業拡大
  - 新たな生産拠点の設立や販売提携等、事業拡大の機会の探索
- ② 国内における拡販と競争力強化
  - お客様の課題解決に貢献できる新たな製品やエンジニアリング技術の提供
  - 積極的な成長投資を進め、少数精鋭による生産性の高い事業運営の展開
- ③ 断熱材事業、セラミックス事業の強化
  - 耐火物事業、エンジニアリング事業との連携強化による総合的なソリューション提供
  - 当社グループの人材・経営資本の有効活用による事業拡大

なお2023年4月より、当社グループの事業ユニットを「耐火物セクター」、「断熱材セクター」、「セラミックスセクター」、「エンジニアリングセクター」の4事業に分け、各セクターの活動をバックアップする「コーポレート本部」を設置いたしました。各セクターでは事業の成長に尽力し、グループ全体としては、新たに設置する「グループ経営戦略会議」を通じてセクター間の協業を促進し、経営資源の有効な配分を検討していきます。サステナビリティ経営では、気候変動関連や人権の尊重、多様な人材の活用などの課題に取り組み、お客様へは耐火物技術と断熱技術、築炉エンジニアリング技術を組み合わせた熱ロス低減等のソリューション提供を推進していくことでCO<sub>2</sub>排出量削減に貢献いたします。第5次中期経営計画の最終年として経営戦略にサステナビリティ諸課題を着実に取り込み、さらなる飛躍を目指す次期中期経営計画への地盤を構築してまいります。

今後も引き続き、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存であります。

#### (4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分		第186期 (2020年3月期)	第187期 (2021年3月期)	第188期 (2022年3月期)	第189期 (2023年3月期) (当期)
売上高	(百万円)	118,973	99,969	110,784	124,963
経常利益	(百万円)	9,844	8,220	10,716	11,457
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,550	2,114	5,308	8,307
1株当たり当期純利益	(円)	594.37	226.29	567.82	888.00
純資産	(百万円)	66,714	70,333	63,239	71,425
総資産	(百万円)	110,247	110,205	119,710	143,901
1株当たり純資産額	(円)	6,211.92	6,492.30	6,434.59	7,279.71

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第188期の期首から適用しており、第188期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

#### (5) 企業集団の主要な事業内容

セグメント	事業内容
耐火物及び関連製品	定形耐火物、不定形耐火物、モールドパウダー、焼石灰、化成品、耐火断熱れんが、セラミックファイバー及びファインセラミックス等の製造販売
エンジニアリング	高炉・転炉・焼却炉等の築炉工事、工業窯炉の設計・施工等
不動産	不動産賃貸等

## (6) 企業集団の主要な営業所及び工場

### ① 当社

本社：東京都千代田区  
 営業所・事業所：鹿嶋市、千葉市、川崎市、大阪市、神戸市、加古川市、倉敷市、福山市  
 工場：いわき市、鉾田市、赤穂市、備前市、倉敷市

### ② 重要な子会社

イソライト工業株式会社：大阪府、愛知県、石川県、千葉県  
 株式会社セラテックノ：兵庫県、岡山県  
 品川ファインセラミックス株式会社：岡山県、神奈川県  
 品川ロコー株式会社：広島県、神奈川県  
 瀋陽品川冶金材料有限公司：中国 遼寧省  
 シナガワリフラクトリーズオーストラレイシア Pty. Ltd.：オーストラリア ニューサウスウェールズ州  
 シナガワアドバンストマテリアルズアメリカズ Inc.：米国 オハイオ州  
 遼寧品川和豊冶金材料有限公司：中国 遼寧省  
 S R d o B r a s i l L t d a .：ブラジル  
 Shinagawa Specialty Ceramics Americas LLC：米国ペンシルベニア州

## (7) 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前期末比増減
耐火物及び関連製品	2,590名	448名増
エンジニアリング	666名	52名増
全社（共通）	84名	23名増
合計	3,340名	523名増

(注) 当社の従業員数は1,221名（前期末比62名増加）であります。

## (8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	9,407百万円
株式会社三井住友銀行	6,220
株式会社みずほ銀行	5,541
株式会社中国銀行	5,482

## (9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
イソライト工業株式会社	百万円 3,196	% 100.0	耐火断熱れんが・セラミックファイバーの製造・販売
株式会社セラテクノ	440	51.0	耐火物・焼石灰の製造・販売
品川ファインセラミックス株式会社	100	100.0	ファインセラミックスの製造・販売
品川口コー株式会社	100	100.0	各種窯炉の築炉工事
瀋陽品川冶金材料有限公司	百万人民元 44	100.0	連続鑄造用モールドパウダーの製造・販売
シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty.Ltd.	百万豪ドル 22	100.0	耐火物の製造・販売
シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.	千米ドル 300	100.0	連続鑄造用モールドパウダーの製造・販売、耐火物の販売
遼寧品川和豊冶金材料有限公司	百万人民元 28	66.7	連続鑄造用モールドパウダーの製造・販売
SR do Brasil Ltda.	百万伯リアル 192	100.0	耐火物の製造・販売
Shinagawa Specialty Ceramics Americas LLC	百万米ドル 7	100.0	耐摩耗性セラミックスの製造・販売

(注) SR do Brasil Ltda.は2023年4月4日付でSHINAGAWA REFRAATÓRIOS DO BRASIL LTDA.に商号変更いたしました。

## 2 会社の株式に関する事項

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 37,700,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 9,429,366株  |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 5,441名      |
| (4) 上位10名の株主   |             |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
J F E スチール株式会社	3,181	34.0
日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	724	7.7
株式会社神戸製鋼所	352	3.8
三井住友信託銀行株式会社	326	3.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	251	2.7
富国生命保険相互会社	200	2.1
岡山エスエス会	197	2.1
株式会社みずほ銀行	170	1.8
品川リフラクトリーズ社員持株会	153	1.6
株式会社三井住友銀行	150	1.6

(注) 持株比率は自己株式（72千株）を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（監査等委員を除く）	5,500	5
（うち社外取締役）	(0)	(0)
取締役（監査等委員）	419	1
（うち社外取締役）	(0)	(0)
合計	5,919	6
（うち社外役員）	(0)	(0)

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4 会社役員に関する事項（3）取締役の報酬等」に記載しております。

## 3 新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤原弘之	CEO
取締役専務執行役員	金重利彦	営業部門統括兼国内営業本部長、第3営業部長
取締役常務執行役員	黒瀬芳和	エンジニアリング事業部統括、安全衛生部担当 品川口コー株式会社代表取締役社長
取締役常務執行役員	市川一	総務部、経理部、経営企画部、IR・広報部、サステナビリティ推進室 統括、情報システム部、国内関係会社担当
取締役常務執行役員	小形昌徳	生産部門、技術研究所統括、品質保証部、設備管理部、技術部担当 品川ファインセラミックス株式会社代表取締役社長
取締役	山平恵子	上新電機株式会社社外取締役 MIRARTHホールディングス株式会社社外取締役
取締役(常勤監査等委員)	山下寛文	
取締役(監査等委員)	豊泉貴太郎	日本生命保険相互会社社外取締役(監査等委員) 三愛オプリー株式会社社外監査役
取締役(監査等委員)	佐藤正典	丸善雄松堂株式会社社外監査役
取締役(監査等委員)	中島茂	日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役山平恵子、取締役(監査等委員)豊泉貴太郎、佐藤正典、中島茂の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)山下寛文氏は、長年にわたり当社の経営企画部門に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
取締役(監査等委員)豊泉貴太郎、中島茂の両氏は、弁護士として会社法はもとより企業法務に関する相当程度の知見を有しております。  
取締役(監査等委員)佐藤正典氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役山平恵子、取締役(監査等委員)豊泉貴太郎、佐藤正典、中島茂の各氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 当社は、執行役員制度を採用しており、藤原弘之、金重利彦、黒瀬芳和、市川一、小形昌徳の各氏が執行役員を兼務しております。
5. 当期中の取締役の異動は、次のとおりであります。
- (1) 2022年6月29日開催の第188回定時株主総会において、取締役として市川一、山平恵子の各氏、取締役(監査等委員)として山下寛文氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 2022年6月29日開催の第188回定時株主総会終結の時をもって、取締役山下寛文氏、取締役(常勤監査等委員)市川一氏が退任いたしました。
6. 当事業年度末日後の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
金重利彦	取締役専務執行役員 営業部門統括兼国内営業本部長、第3営業部長	取締役 インソライト工業株式会社顧問	2023年4月1日
黒瀬芳和	取締役常務執行役員 エンジニアリング事業部統括、安全衛生部担当 品川ロコー株式会社代表取締役社長	代表取締役常務執行役員 エンジニアリング事業本部長 安全衛生部担当 当社グループエンジニアリングセクター長 品川ロコー株式会社代表取締役社長	2023年4月1日
市川一	取締役常務執行役員 総務部、経理部、経営企画部、IR・広報部、サステナビリティ推進室統括、情報システム部、国内関係会社担当	代表取締役常務執行役員 企画管理本部長兼経理部、情報システム部担当 当社グループコーポレート本部長	2023年4月1日
小形昌徳	取締役常務執行役員 生産部門、技術研究所統括、品質保証部、設備管理部、技術部担当 品川ファインセラミックス株式会社代表取締役社長	代表取締役常務執行役員 耐火物事業本部長 当社グループ耐火物セクター長	2023年4月1日

7. 当社と社外取締役及び各取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
8. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、監査等委員会の決議により、山下寛文氏が常勤の監査等委員として選定されております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社の子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因した損害賠償請求にて被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補の対象としないこととしております。

### (3) 取締役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針につき、コーポレートガバナンス基本方針において、「取締役・執行役員報酬等については、別に定める『取締役・執行役員報酬規定』により、報酬と当社の業績及び株主利益との連動性を高めることにより、報酬の透明性、公正性、客観性に加え、業績向上に向けたインセンティブを勘案し、適切に設定する。」と定めております。

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる方針について定めております。当該取締役会の決議に際して、監査等委員会は当該方針が相当であると判断しております。また、2022年4月より社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、役員報酬制度について取締役会の諮問を受け、議論を重ねております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの意見が尊重されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### 1) 取締役（監査等委員を除く）の報酬に関する方針

当社では、2020年6月をもって取締役（監査等委員を除く）の取締役退職慰労金制度を廃止し、基本報酬と退職慰労金で構成される報酬体系を、月俸・賞与・譲渡制限付株式報酬に再構成する役員報酬制度の見直しを実施、さらに2022年度より役員報酬を適正な水準とすべく改定を行いました。

当該役員報酬制度の見直しにあたり、固定報酬と業績連動報酬のバランス等を勘案しつつ、柔軟に取締役の報酬制度を設計するために、資格別に月額報酬及び賞与を支給しております。また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬を導入しております。

なお、月額報酬：賞与：株式報酬の割合が、社長で概ね65%：25%：10%になるように設定しています。

##### 2) 監査等委員である取締役の報酬に関する方針

監査等委員である取締役についても、2020年6月をもって取締役退職慰労金制度を廃止し、基本報酬と退職慰労金で構成される報酬体系を、月俸と譲渡制限付株式報酬（社外取締役を除く）に再構成する役員報酬制度の見直しを実施、さらに2022年度より役員報酬を適正な水準とすべく改定を行いました。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給額 (百万円)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	7 (1)	140 (8)	83 (-)	19 (-)	244 (8)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	5 (3)	64 (36)	- (-)	1 (-)	66 (36)
合計 (うち社外役員)	12 (4)	205 (44)	83 (-)	21 (-)	310 (44)

- (注) 1. 上表には、2022年6月29日開催の第188回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員を除く) および取締役 (監査等委員) 各1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は単体及び連結経常利益であり、その実績は前年度の単体経常利益60億円及び連結経常利益107億円であります。当該指標を選択した理由は、「報酬と当社の業績及び株主利益との連動性を高めることにより、報酬の透明性、公正性、客観性に加え、業績向上に向けたインセンティブを勘案する」ためであります。当社の業績連動報酬は、職位別に次の式にて算定されております。
- $$\text{業績連動報酬} = \text{職位別基準額} \times (\text{単体経常利益} / 40 \text{億円}) \times 0.5 + \text{職位別基準額} \times (\text{連結経常利益} / 68 \text{億円}) \times 0.5$$
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会において年額280百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、5名です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会において、株式報酬の額として年額23百万円以内、株式数の上限を年23千株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、5名です。
5. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、4名です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会において、株式報酬の額として年額3百万円以内、株式数の上限を年3千株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、4名です。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先、兼職内容及び当該他の法人等との関係
取締役	山平 恵子	上新電機株式会社社外取締役 当社と上新電機株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
		MIRARTHホールディングス株式会社社外取締役 当社とMIRARTHホールディングス株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	豊泉 貴太郎	日本生命保険相互会社社外取締役（監査等委員） 日本生命保険相互会社は当社株式の1.5%を所有しております。また、当社は同社との間に年金資産の運用委託等の取引関係があります。
		三愛オブリ株式会社社外監査役 当社と三愛オブリ株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	佐藤 正典	丸善雄松堂株式会社社外監査役 当社と丸善雄松堂株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	中島 茂	日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役 当社と日精エー・エス・ビー機械株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
山平 恵子	2022年6月29日の就任以降、当事業年度に開催した取締役会10回全てに出席しております。他社での豊富な企業経営経験と高い見識から積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
豊泉 貴太郎	当事業年度に開催した取締役会13回及び監査等委員会13回全てに出席しております。いずれも弁護士としての専門的見地に基づき積極的に意見を述べており、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
佐藤 正典	当事業年度に開催した取締役会13回及び監査等委員会13回全てに出席しております。いずれも公認会計士としての専門的見地に基づき積極的に意見を述べており、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
中島 茂	当事業年度に開催した取締役会13回及び監査等委員会13回全てに出席しております。いずれも弁護士としての専門的見地に基づき積極的に意見を述べており、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

## 5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称      有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬	66百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	94百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはそれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の額に同意しました。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

そのほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の信頼性・適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制整備

当社は、「取締役（監査等委員である取締役（以下監査等委員という）を除く。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制」として以下を内容とする「内部統制システム基本方針」を取締役会で決議しております。

- ① 取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 企業行動憲章を制定し、経営者が繰り返しその精神を当社及び子会社から成る企業集団の全従業員に伝えることにより、法令順守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。
  - 2) 内部統制委員会を設置し、当社及び子会社各社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。内部統制委員会は取締役、執行役員及び常勤の監査等委員の内から構成し、事務局を設置する。
  - 3) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のコンプライアンスの推進状況について監査する。
  - 4) 内部統制委員会は、コンプライアンスの推進状況及び監査の結果を定期的を取締役会及び監査等委員会に報告する。
  - 5) 法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内規則に則り、適切に文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 内部統制委員会は、当社及び子会社各社のリスクマネジメントの取り組みを横断的に統括する。
  - 2) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のリスクマネジメントの推進状況について監査する。
  - 3) 内部統制委員会は、リスクマネジメントの推進状況及び監査の結果を定期的を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

  - 1) 取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
  - 2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため部門ごとの毎期の業績目標と予算を設定する。

- 3) 各部門を担当する取締役または執行役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築する。
  - 4) 管理部門担当取締役は月次の業績につき、ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会に報告する。
  - 5) 取締役会は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
  - 6) 取締役会の諮問機関として、取締役会が選定した取締役からなる委員で構成、その過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置し、取締役候補の指名、取締役の報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体にわたる内部統制の構築を目指し、当社及び子会社各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。  
そのため、当社取締役、執行役員、事業所長及び子会社社長は、当社各部門及び子会社各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。  
当社の内部統制委員会は、当社及び子会社の内部統制に関する監査を実施し、その結果を当社各部門及び子会社各社の責任者に報告すると共に、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
  - 2) 当社は、子会社各社の一定の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む）について、関係会社管理規程により当社の機関決定までの手順を義務づけ、当社の取締役会規則等に定めた決定手続き等により、審議・決定し、また報告を受ける。
  - 3) 関係会社担当取締役・執行役員は、関係会社管理規程に基づき当社のシステムに則った子会社各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの体制整備と、効果的かつ効率的な職務の執行に関して子会社社長に指示・助言を行うと共に、子会社各社の推進状況を監督する。
  - 4) 当社グループのサステナビリティをめぐる課題を解決すべく、代表取締役社長を委員長としたサステナビリティ委員会を設置し、SDGs及びESG投資等サステナビリティ経営を推進、取締役会に定期的にその状況を報告する。
  - 5) 当社の内部監査室は、当社及び子会社各社の業務の有効性・効率性並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの実施状況について監査する。

- ⑥ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 1) 監査等委員会事務局に専任者を置き、監査等委員会は、その運営、監査業務の補助を行わせる。
  - 2) 監査等委員会が求めた場合の監査等委員の職務を補助する使用人は内部監査室員の内より選出し、監査等委員の指示を確実に遂行するものとする。
  - 3) 監査等委員の職務を補助する使用人の異動については、監査等委員会の意向を踏まえた上で決定する。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、必要に応じまたは監査等委員会の要請に応じ、監査等委員会に対して職務の執行状況を報告する。
  - 2) 内部監査室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告する。
  - 3) 内部統制委員会は、監査等委員会に対して当社及び子会社から成る企業集団全体に重大な影響を及ぼす事項、内部統制に関する監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインに関する状況を速やかに報告する。
  - 4) 監査等委員会が必要と判断した事項については取締役、執行役員及び使用人が速やかに報告する。
- ⑧ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制
- 当社は、コンプライアンス・ホットラインへの連絡相談者及び監査等委員会への報告者については不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払または償還に応じる。
- ⑩ その他監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしている。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「内部統制システム基本方針」に基づき、取締役及び常勤の監査等委員で構成する内部統制委員会にコンプライアンス委員会・リスクマネジメント委員会を設け、内部統制システムの整備・運用にあたっています。また「コーポレートガバナンス基本方針」を定め、ガバナンス体制のさらなる強化を図っています。当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

### ① コンプライアンス

当社及び子会社の役職員の行動規範として定められた「品川リフラクトリーズ行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」に従い、各種研修を実施し、「内部通報規定」により外部弁護士・常勤監査等委員等が受け付けるコンプライアンス・ホットライン窓口を社内報で毎号紹介するなど、コンプライアンス意識の醸成に努めております。また、2022年6月の公益通報者保護法改正に伴い、内部通報体制の見直しを行いました。

### ② リスクマネジメント

「リスクマネジメント基本方針」及び「リスク管理規程」に基づき、企業活動の継続的・安定的な推進を阻害する潜在的なリスクを最小化し、異常事態や緊急事態の発生への即応を可能とするため、定期的に重要リスクを評価し対策を定める活動を推進しています。また財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、グループ全体で有効かつ適切な内部統制を整備・構築し、継続的に改善の上運用しているかについて内部統制評価を実施いたしました。

### ③ 取締役会による監督等

当社取締役会は法令・定款等への適合性や経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績をレビューし改善策を検討する等合理的な経営判断に基づく取締役の業務執行の妥当性等について監督いたしました。

### ④ 監査等委員会による監査等

当社監査等委員会は監査方針・計画を協議決定し、常勤の監査等委員が経営会議に出席し取締役の業務執行を監督すると共に社外監査等委員と情報を共有しています。また代表取締役社長、会計監査人と意見交換を行うことにより、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の順守状況の監査を実施いたしました。

## 7 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合耐火物メーカーである当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、①伝統の中で蓄積された豊富なノウハウと技術開発力、②高品質の製品を開発し提供することを可能とする国内外の拠点、③永年の間に築き上げたお客様・お取引先との信頼関係、④地域との共生及び環境保全への取り組み等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取り組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討する上で重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様のためのために、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

## (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループは、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、耐火物関連事業、エンジニアリング事業及びその他関連事業において競争を勝ち抜くために、拡販とその背景となる顧客満足度の向上を最重要課題に掲げ、営業・生産活動に励むとともに、さらなるグローバル化を指向しグループとして事業規模の拡大を追求しております。特に設備と人材の基盤整備に注力しており、これらの基盤整備を車の両輪とし、安定した収益体制を確立することにより、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存であります。

さらに、当社グループは、株主、お客様・お取引先、地域社会、社員等多くのステークホルダーの期待・信頼に応えるべく、収益の拡大による経営基盤の強化を図る一方、社会の信頼を得られる企業であり続けようとする姿勢を徹底することで企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。コーポレート・ガバナンスはそのための土台と考えております。当社は、経営理念に基づき適切な企業運営を行い、全てのステークホルダーの信頼をより確かなものとするため、高いコンプライアンス意識のもと、経営の透明性を確保し、公明正大かつ効率的で健全な経営の実践に向け、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実と効率的運用に努めるべく、2015年11月、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方・基本方針に相当する「コーポレートガバナンス基本方針」を制定、翌2016年6月には監査等委員会設置会社の制度を採用し、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会が監査・監督を行って参りました。また、内部統制体制の強化策として監査等委員会事務局を設置して専任の常勤スタッフを2名配置しております。2022年6月には独立社外取締役を1名増員し、現在は取締役10名、うち独立社外取締役4名の構成としております。

取締役の報酬に関しては、2020年6月に退職慰労金を廃止し株式報酬制度を導入、2022年4月に取締役会の諮問を受け議論を重ねる場として、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設立しております。

これらにより、取締役会の活性化及び意思決定機能、監視・監督機能の一層の強化を図ることで、コーポレート・ガバナンスの実効性向上に努めております。このような体制整備のほか、当社グループでは情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとって有効な機能を果たすと考えており、各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることを今後とも充実させていきたいと考えております。

### (3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2020年5月14日開催の当社取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）の継続を決議し、本対応方針の継続については、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会に付議し、承認可決されました。

本対応方針は、当社株式等について20%以上となる買付行為等が行われる場合に、①当該買付者が当社取締役会に対して当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動の可否について決議を行った後に当該買付行為を開始する、という大規模買付ルールを当該買付者に求める一方で、当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会への諮問を経た上で新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本対応方針の有効期間は2023年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までです。

本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.shinagawa.co.jp/news/>）に掲載する2020年5月14日付ニュースリリースをご覧ください。

### (4) 本対応方針に対する判断及びその理由

(2)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、(2)に記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。

また、(3)に記載した本対応方針も、(3)に記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために導入したものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動または不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>91,434</b>
現金及び預金	18,318
受取手形、売掛金及び契約資産	34,409
電子記録債権	2,749
有価証券	5
商品及び製品	14,932
仕掛品	4,340
原材料及び貯蔵品	14,837
その他	1,870
貸倒引当金	△28
<b>固定資産</b>	<b>52,467</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>33,066</b>
建物及び構築物	12,473
機械装置及び運搬具	9,403
土地	8,571
リース資産	276
建設仮勘定	1,659
その他	682
<b>無形固定資産</b>	<b>7,100</b>
のれん	6,256
その他	844
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,300</b>
投資有価証券	8,397
繰延税金資産	508
退職給付に係る資産	2,492
その他	1,111
貸倒引当金	△209
<b>資産合計</b>	<b>143,901</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>55,422</b>
支払手形及び買掛金	19,610
電子記録債務	1,800
短期借入金	22,066
リース債務	57
未払金	2,051
未払費用	2,304
未払法人税等	2,583
未払消費税等	186
賞与引当金	1,572
環境対策引当金	1,157
役員賞与引当金	275
その他	1,755
<b>固定負債</b>	<b>17,053</b>
長期借入金	11,957
リース債務	223
繰延税金負債	1,632
役員退職慰労引当金	254
環境対策引当金	7
退職給付に係る負債	2,199
長期預り保証金	474
その他	303
<b>負債合計</b>	<b>72,475</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>64,840</b>
資本金	3,300
資本剰余金	455
利益剰余金	61,330
自己株式	△245
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,275</b>
その他有価証券評価差額金	2,443
為替換算調整勘定	991
退職給付に係る調整累計額	△162
繰延ヘッジ損益	3
<b>非支配株主持分</b>	<b>3,310</b>
<b>純資産合計</b>	<b>71,425</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>143,901</b>

## 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		124,963
売上原価		97,550
売上総利益		27,413
販売費及び一般管理費		16,568
営業利益		10,844
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	337	
為替差益	102	
保険配当金	56	
助成金収入	12	
持分法による投資利益	104	
その他	240	888
営業外費用		
支払利息	174	
固定資産税	19	
その他	80	274
経常利益		11,457
特別利益		
固定資産売却益	2,625	
負ののれん発生益	109	
環境対策引当金戻入額	264	
退職給付制度改定益	34	
その他	216	3,250
特別損失		
固定資産処分損	1,667	
減損損失	105	
環境対策費	79	
退職給付制度改定損	377	2,230
税金等調整前当期純利益		12,478
法人税、住民税及び事業税	3,877	
法人税等調整額	△166	3,710
当期純利益		8,767
非支配株主に帰属する当期純利益		460
親会社株主に帰属する当期純利益		8,307

## 連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日 期首残高	3,300	419	54,847	△265	58,301
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,824		△1,824
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,307		8,307
自己株式の取得				△0	△0
譲渡制限付株式報酬		1		20	21
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		34			34
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	35	6,483	19	6,538
2023年3月31日 期末残高	3,300	455	61,330	△245	64,840

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係る調整累計額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	その他の包括 利益累計額合計		
2022年4月1日 期首残高	1,630	481	△241	△1	1,868	3,069	63,239
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,824
親会社株主に帰属する 当期純利益							8,307
自己株式の取得							△0
譲渡制限付株式報酬							21
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							34
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	812	509	79	4	1,406	241	1,647
連結会計年度中の変動額合計	812	509	79	4	1,406	241	8,186
2023年3月31日 期末残高	2,443	991	△162	3	3,275	3,310	71,425

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>51,276</b>
現金及び預金	7,448
受取手形	1,354
電子記録債権	1,607
売掛金	19,519
契約資産	14
商品及び製品	7,726
仕掛品	2,770
半成工事	52
原材料及び貯蔵品	7,929
前払費用	49
未収入金	1,752
関係会社短期貸付金	905
その他	152
貸倒引当金	△6
<b>固定資産</b>	<b>59,806</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>19,291</b>
建物	7,030
構築物	687
機械及び装置	3,792
車両運搬具	326
工具、器具及び備品	216
原料地及び山林	166
土地	5,754
建設仮勘定	1,316
<b>無形固定資産</b>	<b>409</b>
ソフトウェア	396
その他	12
<b>投資その他の資産</b>	<b>40,105</b>
投資有価証券	6,851
関係会社株式	16,990
関係会社出資金	14,066
関係会社長期貸付金	47
前払年金費用	1,872
その他	383
貸倒引当金	△107
<b>資産合計</b>	<b>111,083</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>39,242</b>
電子記録債務	1,441
買掛金	11,048
短期借入金	19,430
1年内返済予定の長期借入金	478
未払金	1,461
未払費用	1,061
未払法人税等	1,454
前受金	656
賞与引当金	729
環境対策引当金	1,157
役員賞与引当金	261
その他	62
<b>固定負債</b>	<b>14,991</b>
長期借入金	11,521
繰延税金負債	1,428
退職給付引当金	1,315
役員退職慰労引当金	206
環境対策引当金	5
長期預り保証金	258
長期未払金	255
<b>負債合計</b>	<b>54,234</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>54,652</b>
<b>資本金</b>	<b>3,300</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>5,036</b>
資本準備金	635
その他資本剰余金	4,400
<b>利益剰余金</b>	<b>46,561</b>
利益準備金	825
その他利益剰余金	45,736
固定資産圧縮積立金	1,915
別途積立金	5,000
繰越利益剰余金	38,821
<b>自己株式</b>	<b>△245</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,196</b>
その他有価証券評価差額金	2,192
繰延ヘッジ損益	3
<b>純資産合計</b>	<b>56,849</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>111,083</b>

(単位：百万円)

## 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		84,240
売上原価		70,260
売上総利益		13,980
販売費及び一般管理費		8,529
営業利益		5,450
営業外収益		
受取利息	222	
受取配当金	1,664	
為替差益	86	
その他	83	
		2,056
営業外費用		
支払利息	114	
固定資産税	10	
その他	50	
		175
経常利益		7,331
特別利益		
固定資産売却益	2,622	
環境対策費引当金戻入額	264	
抱合せ株式消滅差益	110	
		2,997
特別損失		
固定資産除却損	1,619	
減損損失	0	
環境対策引当金繰入額	25	
		1,646
税引前当期純利益		8,683
法人税、住民税及び事業税	1,999	
法人税等調整額	△226	
当期純利益		6,910

## 株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2022年4月1日 期首残高	3,300	635	4,398	825	1,851	5,000	33,799	△265	49,545	
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の積立					168		△168		－	
固定資産圧縮積立金の取崩					△104		104		－	
剰余金の配当							△1,824		△1,824	
当期純利益							6,910		6,910	
自己株式の取得								△0	△0	
譲渡制限付株式報酬			1					20	21	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	1	－	64	－	5,022	19	5,107	
2023年3月31日 期末残高	3,300	635	4,400	825	1,915	5,000	38,821	△245	54,652	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2022年4月1日 期首残高	1,428	△1	1,427	50,972
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の積立				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰余金の配当				△1,824
当期純利益				6,910
自己株式の取得				△0
譲渡制限付株式報酬				21
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	764	4	769	769
事業年度中の変動額合計	764	4	769	5,876
2023年3月31日 期末残高	2,192	3	2,196	56,849

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

品川リフラクトリーズ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 猪俣 雅 弘  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 宏 明  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、品川リフラクトリーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

品川リフラクトリーズ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 猪俣 雅 弘  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 宏 明  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第189期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第189期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役等からその整備・運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人有限責任あずさ監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

品川リフラクトリーズ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山下寛文 ㊟

監査等委員 豊泉貫太郎 ㊟

監査等委員 佐藤正典 ㊟

監査等委員 中島茂 ㊟

(注) 監査等委員豊泉貫太郎、佐藤正典及び中島茂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 第189回定時株主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
サピアタワー6階 ステーションコンファレンス東京605号会議室
- 下 車 駅 東京駅（JR各線、東京メトロ丸ノ内線）  
大手町駅（東京メトロ東西線、東京メトロ丸ノ内線、  
東京メトロ千代田線、都営地下鉄三田線）

